



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

平成29年度における下請法の運用状況及び 企業間取引の公正化への取組等

平成30年5月31日
公正取引委員会



下請法の運用状況

○書面調査の実施状況

[単位:名]

	親事業者調査	下請事業者調査	合計
平成 29 年度	60,000	300,000	360,000
製造委託等 (注1)	38,680	208,513	247,193
役務委託等 (注2)	21,320	91,487	112,807
平成 28 年度	39,150	214,500	253,650
製造委託等	25,696	151,912	177,608
役務委託等	13,454	62,588	76,042
平成 27 年度	39,101	214,000	253,101
製造委託等	26,559	151,499	178,058
役務委託等	12,542	62,501	75,043

(注1)製造委託等:製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

(注2)役務委託等:情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

○下請法違反被疑事件の処理状況

[単位:件]

年度	新規着手件数(注1)				処理件数				
	書面調査	申告	中小企業庁 長官からの 措置請求	計	措置			不問	計
					勧告	指導(注2)	小計		
平成29年度	7,173	97	1	7,271	9	6,752	6,761	307	7,068
製造委託等	5,033	61	1	5,095	9	4,718	4,727	205	4,932
役務委託等	2,140	36	0	2,176	0	2,034	2,034	102	2,136
平成28年度	6,477	112	0	6,589	11	6,302	6,313	290	6,603
製造委託等	4,554	82	0	4,636	9	4,447	4,456	193	4,649
役務委託等	1,923	30	0	1,953	2	1,855	1,857	97	1,954
平成27年度	6,210	95	0	6,305	4	5,980	5,984	287	6,271
製造委託等	4,382	69	0	4,451	4	4,224	4,228	196	4,424
役務委託等	1,828	26	0	1,854	0	1,756	1,756	91	1,847

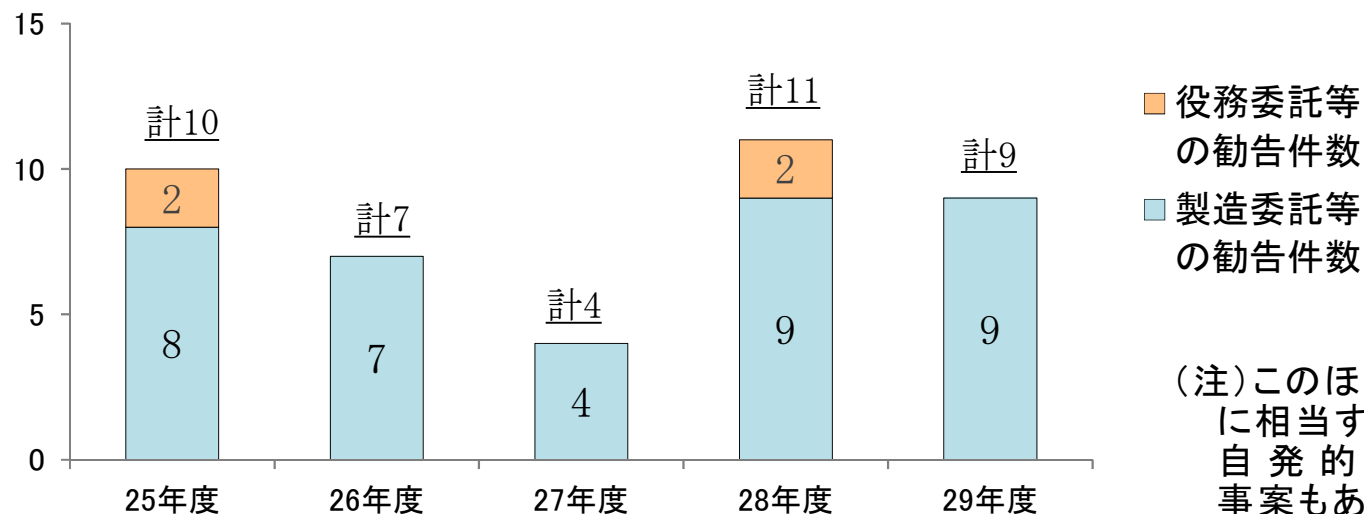
(注1) 新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

(注2) 指導件数には違反のおそれのある行為に対する指導件数を含む。

○勧告及び指導件数の推移

勧告件数の推移

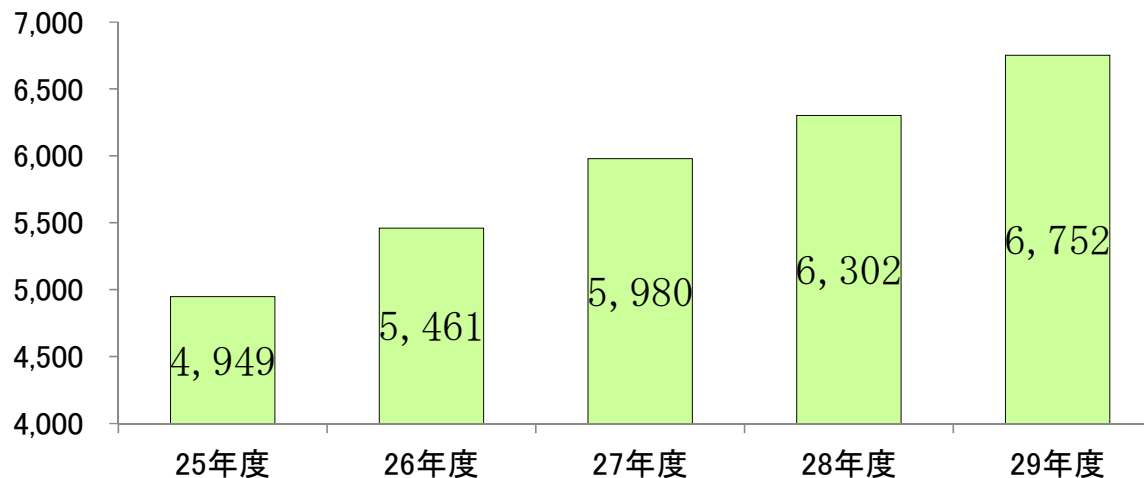
[単位：件]



(注)このほか、勧告に相当するような自発的な申出事案もある(11頁参照)。

指導件数の推移

[単位：件]



○措置件数(6,761件)の地区ごとの内訳

[単位:件, (%)]

地 区	平成29年度	平成28年度	平成27年度
北海道地区 【北海道】	205 (3.0)	190 (3.0)	184 (3.1)
東北地区 【青森県, 岩手県, 宮城県, 秋田県, 山形県, 福島県】	335 (5.0)	322 (5.1)	303 (5.1)
関東甲信越地区 【茨城県, 栃木県, 群馬県, 埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県, 新潟県, 山梨県, 長野県】	3,334 (49.3)	2,948 (46.7)	2,730 (45.6)
中部地区 【富山県, 石川県, 岐阜県, 静岡県, 愛知県, 三重県】	698 (10.3)	692 (11.0)	646 (10.8)
近畿地区 【福井県, 滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 奈良県, 和歌山県】	1,282 (19.0)	1,273 (20.2)	1,261 (21.1)
中国地区 【鳥取県, 島根県, 岡山県, 広島県, 山口県】	374 (5.5)	366 (5.8)	364 (6.1)
四国地区 【徳島県, 香川県, 愛媛県, 高知県】	129 (1.9)	126 (2.0)	112 (1.9)
九州地区 【福岡県, 佐賀県, 長崎県, 熊本県, 大分県, 宮崎県, 鹿児島県】	360 (5.3)	353 (5.6)	344 (5.7)
沖縄地区 沖縄県】	44 (0.7)	43 (0.7)	40 (0.7)
合 計	6,761 (100)	6,313 (100)	5,984 (100)

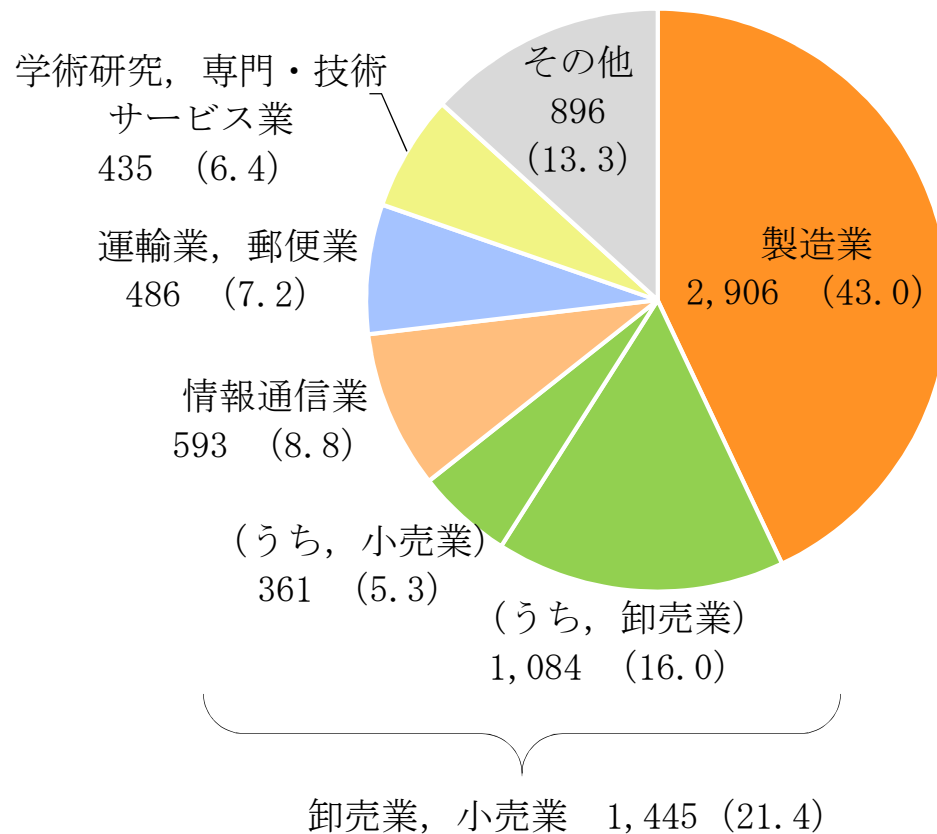
(注1)措置を採った親事業者の本社所在地により区分している。

(注2) ()内の数値は合計に占める比率であり, 小数点以下第2位を四捨五入しているため, 合計は必ずしも100とならない。以下同じ。

(注3)地区ごとの下請法の運用状況等については, 別途公表することとしている。

○措置件数(6,761件)の業種別内訳

[単位:件, (%)]



(注1)業種は、日本標準産業分類大分類による。

(注2) ()内の数値は措置件数全体に占める比率である。

○下請法違反行為の類型別件数

[単位: 件, (%)]

	手続規定			実体規定											合計	
	書面交付義務	書類保存義務	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買ったたき	購入等強制	早期決済	割引困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置		小計
平成29年度	5,322 (89.1)	649 (10.9)	5,971 (100.0)	23 (0.4)	3,129 (54.2)	611 (10.6)	20 (0.3)	1,179 (20.4)	94 (1.6)	92 (1.6)	324 (5.6)	261 (4.5)	45 (0.8)	0 (0)	5,778 (100)	11,749
製造委託等	3,826 (89.5)	448 (10.5)	4,274 (100.0)	19 (0.5)	1,988 (48.2)	461 (11.2)	19 (0.5)	932 (22.6)	62 (1.5)	89 (2.2)	311 (7.5)	212 (5.1)	29 (0.7)	0 (0)	4,122 (100)	8,396
役務委託等	1,496 (88.2)	201 (11.8)	1,697 (100.0)	4 (0.2)	1,141 (68.9)	150 (9.1)	1 (0.1)	247 (14.9)	32 (1.9)	3 (0.2)	13 (0.8)	49 (3.0)	16 (1.0)	0 (0)	1,656 (100)	3,353
平成28年度	4,806 (88.4)	629 (11.6)	5,435 (100.0)	34 (0.6)	3,375 (58.0)	489 (8.4)	15 (0.3)	1,143 (19.7)	78 (1.3)	59 (1.0)	365 (6.3)	208 (3.6)	49 (0.8)	0 (0)	5,815 (100)	11,250
製造委託等	3,555 (88.6)	457 (11.4)	4,012 (100.0)	30 (0.7)	2,184 (52.3)	393 (9.4)	14 (0.3)	901 (21.6)	46 (1.1)	58 (1.4)	347 (8.3)	168 (4.0)	34 (0.8)	0 (0)	4,175 (100)	8,187
役務委託等	1,251 (87.9)	172 (12.1)	1,423 (100.0)	4 (0.2)	1,191 (72.6)	96 (5.9)	1 (0.1)	242 (14.8)	32 (2.0)	1 (0.1)	18 (1.1)	40 (2.4)	15 (0.9)	0 (0)	1,640 (100)	3,063
平成27年度	4,507 (90.6)	470 (9.4)	4,977 (100.0)	19 (0.4)	3,131 (66.7)	373 (7.9)	14 (0.3)	631 (13.4)	69 (1.5)	56 (1.2)	210 (4.5)	161 (3.4)	33 (0.7)	0 (0)	4,697 (100)	9,674
製造委託等	3,294 (90.5)	344 (9.5)	3,638 (100.0)	17 (0.5)	2,070 (61.7)	281 (8.4)	12 (0.4)	518 (15.4)	42 (1.3)	53 (1.6)	201 (6.0)	138 (4.1)	24 (0.7)	0 (0)	3,356 (100)	6,994
役務委託等	1,213 (90.6)	126 (9.4)	1,339 (100.0)	2 (0.1)	1,061 (79.1)	92 (6.9)	2 (0.1)	113 (8.4)	27 (2.0)	3 (0.2)	9 (0.7)	23 (1.7)	9 (0.7)	0 (0)	1,341 (100)	2,680

(注1) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と「措置」の件数(「勧告」及び「指導」の合計件数)とは一致しない。

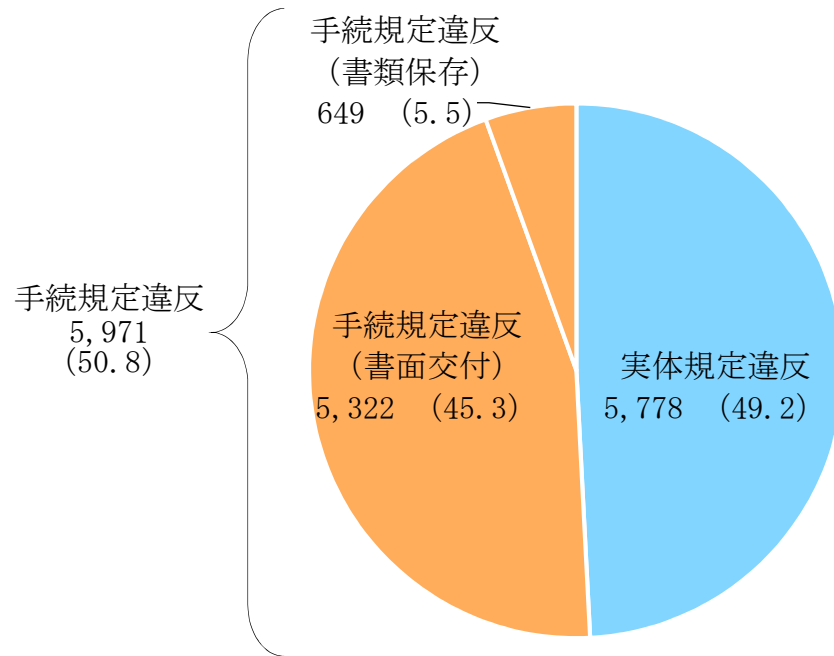
(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(注3) ()内の数値は各手続規定違反類型又は各実体規定違反類型のそれぞれの小計の件数に占める比率である。

○ 類型別件数 (11,749件) の内訳, 実体規定違反件数 (5,778件) の行為類型別内訳

類型別件数 (11,749件) の内訳

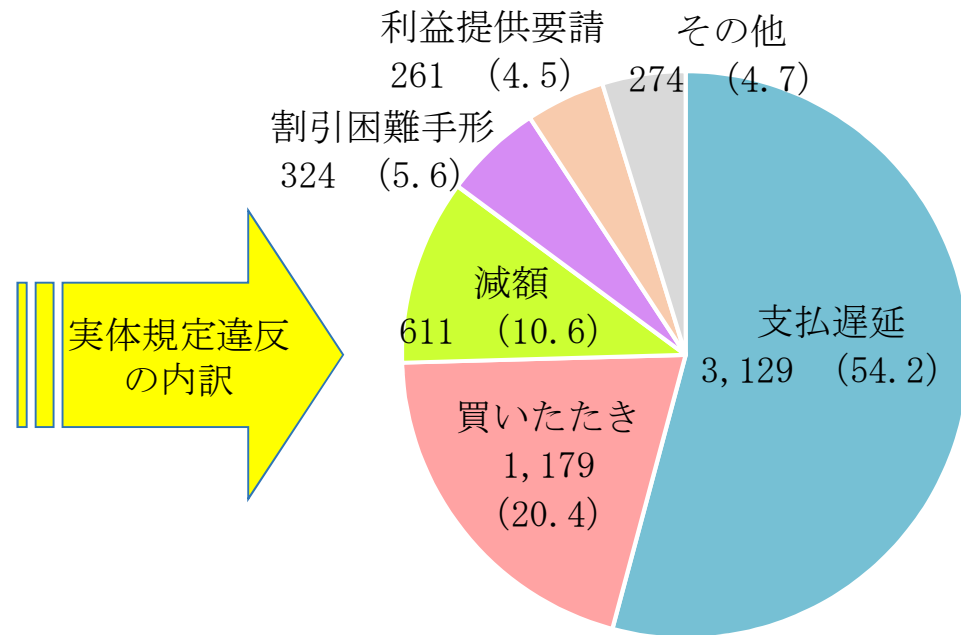
[単位: 件, (%)]



(注) () 内の数値は類型別件数の合計に占める比率である。

実体規定違反件数 (5,778件) の行為類型別内訳

[単位: 件, (%)]



(注) () 内の数値は実体規定違反件数の合計に占める比率である。

○下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

違反行為類型	年度	返還等を行った 親事業者数 (注2)	返還等を受けた 下請事業者数 (注2)	返還等の金額 (注1) (原状回復額)
減額	29年度	140名	7,659名	16億7800万円
	28年度	131名	4,060名	18億4452万円
	27年度	93名	4,405名	7億7050万円
受領拒否	29年度	3名	162名	14億7624万円
	28年度	—	—	—
	27年度	1名	4名	71万円
支払遅延	29年度	138名	3,015名	1億9675万円
	28年度	144名	2,076名	6958万円
	27年度	124名	2,857名	3億2691万円
不当な経済上の 利益の提供要請	29年度	8名	47名	633万円
	28年度	8名	98名	2190万円
	27年度	4名	123名	3078万円
返品	29年度	11名	107名	360万円
	28年度	2名	17名	3億3957万円
	27年度	7名	161名	1億7896万円
買ったたき	29年度	1名	1名	289万円
	28年度	1名	10名	8411万円
	27年度	2名	2名	38万円
有償支給原材料等 の対価の早期決済	29年度	4名	19名	168万円
	28年度	5名	24名	58万円
	27年度	1名	1名	18万円
割引困難な 手形の交付	29年度	1名	5名	158万円
	28年度	1名	5名	44万円
	27年度	1名	4名	44万円
購入等強制	29年度	2名	10名	6万円
	28年度	7名	221名	2359万円
	27年度	1名	199名	25万円
やり直し等	29年度	—	—	—
	28年度	3名	3名	1498万円
	27年度	2名	4名	1706万円
合計	29年度	308名	11,025名	33億6716万円
	28年度	302名	6,514名	23億9931万円
	27年度	236名	7,760名	13億2622万円

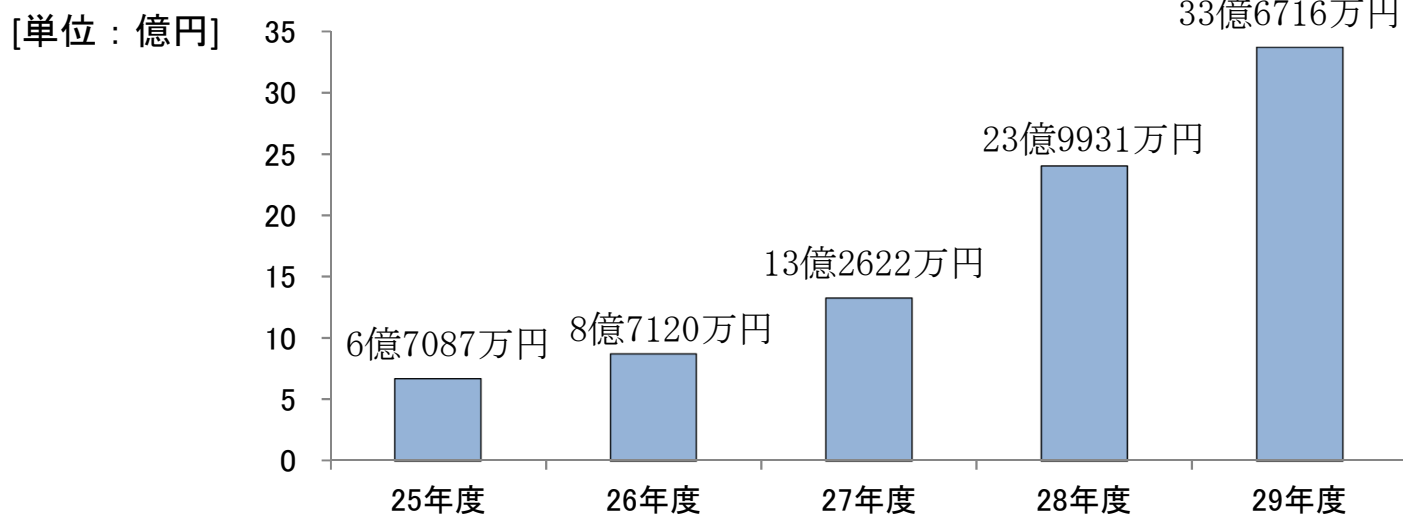
(注1) 違反行為類型ごとの原状回復額は1万円未満を切り捨てているため、各金額の合計額と総額とは一致しない場合がある。

(注2) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。

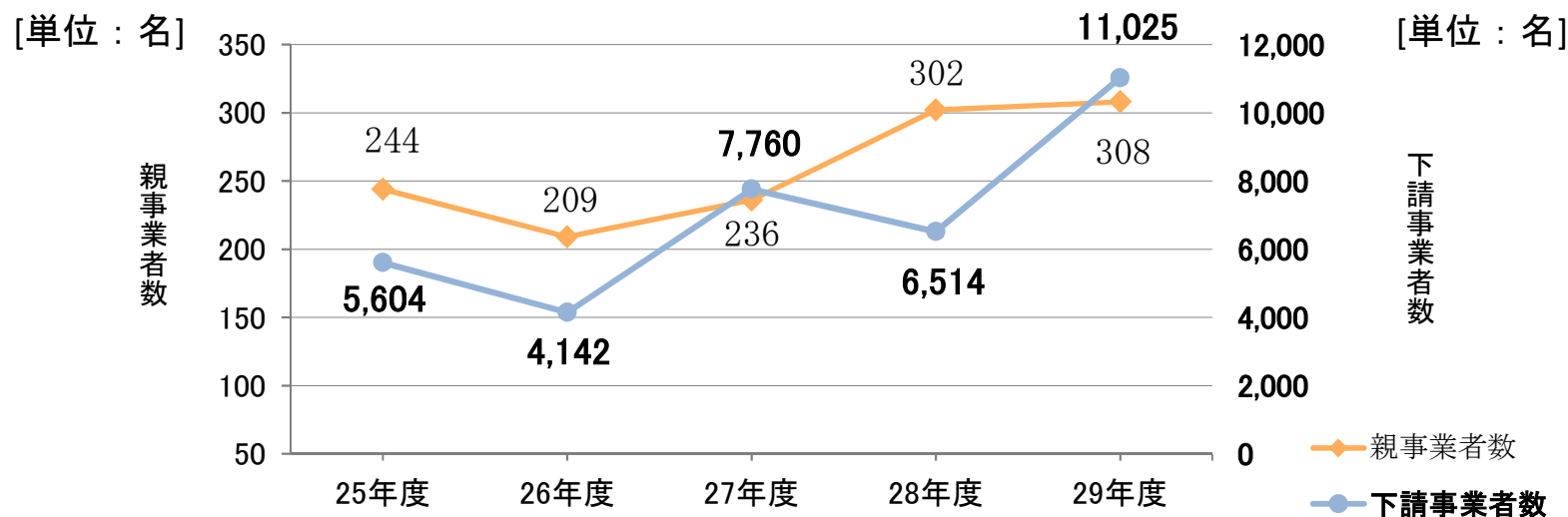
(注3) 該当がない場合を「—」で示した。

○原状回復額の推移, 原状回復を行った親事業者数 ・原状回復を受けた下請事業者数の推移

原状回復額の推移



原状回復を行った親事業者数・原状回復を受けた下請事業者数の推移



○下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者に係る事案

自発的な申出の件数

[単位:件]

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
14	47	52	61	47

平成29年度においては、親事業者からの違反行為の自発的な申出は47件であり、当該申出件数は平成26年度以降、50件前後で推移している。また、同年度に処理した自発的な申出は46件であり、そのうちの5件については、違反行為の内容が下請事業者に与える不利益が大きいなど勧告に相当するような事案であった。平成29年度においては、親事業者からの違反行為の自発的な申出により、下請事業者1,068名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額18億4795万円相当の原状回復が行われた(前記の原状回復額の総額33億6716万円の内数である。)

なお、勧告に相当するような事案に対して上記のような取扱いを行った件数は、これまで24件である(平成20年度2件、平成24年度3件、平成25年度1件、平成26年度1件、平成27年度2件、平成28年度10件、平成29年度5件)。

(注) 公正取引委員会は、親事業者の自発的な改善措置が下請事業者が受けた不利益の早期回復に資することに鑑み、公正取引委員会が調査に着手する前に、違反行為を自発的に申し出、かつ、下請事業者に与えた不利益を回復するために必要な措置等、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については、親事業者の法令遵守を促す観点から、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している(平成20年12月17日公表)。



企業間取引の公正化への取組

下請取引適正化推進月間の実施

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。

下請取引適正化推進講習会

47都道府県62会場(うち公正取引委員会主催分26都道府県33会場)

キャンペーン標語の一般公募

平成29年度特選作品 「取引条件 相互に築く 未来と信頼」

下請法遵守の要請文書の発出

親事業者約210,000名及び関係事業者団体約650団体に対し、下請法の遵守の徹底等について要請(平成29年11月15日)

下請法等に係る講習会

基礎講習会	59回
下請取引適正化推進講習会 (再掲)	47都道府県62会場 (うち公正取引委員会主催分26都 道府県33会場)
応用講習会	13回(うち3回は自動車関連事業者 向け, 1回は卸・小売事業者向け)
業種別講習会	24回(荷主・物流事業者向け10回 ブライダル業者, 葬儀業者向け7回 大規模小売業者向け7回)

下請法等に係る相談

相談	9, 239件
中小事業者のための移動相談会	60か所

「やさしく解説・よくわかる下請法講座～下請取引で困らないために～」

下請法の講習用動画「やさしく解説・よくわかる下請法講座～下請取引で困らないために～」を作成し, 公正取引委員会のホームページ及びYouTube公正取引委員会チャンネルに公開(平成28年7月1日)。

大規模小売業者との取引に関する納入業者に対する実態調査 (平成30年1月31日公表)

- 主要取引先から問題となり得る行為を一つ以上受けたと回答した取引は、集計対象取引全体の15.9%

主な行為類型		問題となり得る行為が見られた取引の割合が大きい業態
協賛金等の負担の要請	6.7%	ドラッグストア
返品	6.4%	ホームセンター
取引の対価の一方的決定(買ったたき)	3.6%	ディスカウントストア

荷主と物流事業者との取引に関する書面調査

- 物流特殊指定に照らして問題となるおそれがあると認められた596名の荷主に対して、物流事業者との取引内容の検証・改善を求める文書を発送(平成30年3月)。

主な業種		主な行為類型	
製造業	280名 / 47.6%	支払遅延	232件 / 34.3%
卸売業	130名 / 22.1%	発注内容の変更	200件 / 29.5%
建設業	38名 / 6.5%	減額	115件 / 17.0%

働き方改革関連の事例集

公正取引委員会は、「中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」(議長:内閣官房副長官(参))に参画しているところ、平成30年度においても、その議論も踏まえつつ、中小企業等の取引条件の改善等に向け、引き続き下請法の積極的な運用を進めているところである。

今回、働き方改革と関連する下請法等違反のおそれのある事例を取りまとめた事例集を作成した。

働き方改革に関連して生じ得る中小企業等に対する不当な行為の事例(抜粋)

短納期発注による買ったたき

事業者は、納期までの期間が通常より短い発注を行い、その結果として取引の相手方が休日勤務を余儀なくさせられ、人件費等のコストが大幅に増加するにもかかわらず、通常の納期で発注した場合の単価と同一の単価を一方向的に定めた。

働き方改革に向けた取組のしわ寄せ

事業者は、取引の相手方に対して物品の製造を委託している。商品発注のために必要なデータを自社システムに入力するという作業は自ら行うべきであるにもかかわらず、当該作業を取引の相手方に対して無償で行わせた。

業務効率化の果実の摘み取り

事業者は、取引の相手方から、社外秘である製造原価計算資料、労務管理関係資料等を提出させ、当該資料を分析し、「利益率が高いので値下げに応じられるはず」などと主張し、著しく低い取引対価を一方向的に定めた。

付加価値の不払

事業者は、取引の相手方に対して物品の製造を委託しており、取引の相手方と書面において短納期発注に対しては「特急料金」を定めていた。ある発注が通常よりも短期のリードタイムであったため、特急料金を適用するものに相当したことから、取引の相手方はその分を上乗せした請求を行ったが、当該事業者は、予算が足りないなどの理由により、特急料金を支払うことなく、当該料金を差し引いた、通常の納期の取引対価しか支払わなかった。

直前キャンセル

事業者は、取引の相手方に対して運送業務を委託しているところ、特定の荷主の荷物を集荷するために、毎週特定の曜日に取引の相手方のトラックを数台待機させることを契約で定めている。当該事業者は、その当日になって「今日の配送は取りやめになった」と一方向的にキャンセルし、その分の対価を支払わなかった。

○参考

下請法の各種講習会に参加できない場合であっても、下請法の理解に役立つよう、講習用動画「やさしく解説・よくわかる下請法講座～下請取引で困らないために～」を下記のウェブサイトで公開中。

(公正取引委員会ウェブサイト)

<http://www.jftc.go.jp/houdou/douga.html>

(YouTube公正取引委員会チャンネル)

<https://www.youtube.com/c/JFTCchannel>



～下請法関係のパンフレットは下記ウェブサイトに掲載～

<http://www.jftc.go.jp/houdou/panfu.html>

